

技術検定の受検資格の見直し(案)

1. 背景

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものである。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっている。

こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保の観点から、今般、主に高校指定学科卒業者を対象として、技術検定の受検資格等の見直しを行う。

2. 概要

1) 1級技術検定の受検資格の見直し

(1) 基本方針

2級技術検定に合格し一定の技術的な素養を有している者のうち、一定の要件を満たす実務経験を有する場合には、1級技術検定の受検にあたり、2級技術検定合格後に必要な実務経験年数を2年短縮する。また、高校指定学科卒業者で主任技術者の要件を満たす5年以上の実務経験を有している者についても、1級技術検定の受検にあたり、2級技術検定合格と同等の者と取り扱うものとする。

(2) 受検資格

○2級技術検定に合格した者

2級技術検定に合格した後、以下に示す内容の両方を含む3年以上の実務経験を有している者

- ・指導監督的実務経験を1年以上
- ・専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験

○高校指定学科卒業者で実務経験のみで受検する者

高校指定学科を卒業した後、以下に示す内容の両方を含む8年以上の実務経験を有している者

- ・指導監督的実務経験を1年以上
- ・主任技術者の要件(実務経験5年以上)を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験

(3) 適用時期

平成26年度の試験から適用

2) 2級技術検定の学科試験合格者の学科試験免除の有効期間の延長

(1) 基本方針

高校指定学科卒業者及び卒業見込者で学科試験のみを受検し合格した者は、高校を卒業後、6年以内に行われる連続する2回の学科試験が免除されるが、高校卒業後、大学等の指定学科に進学した者について、その年数を延長する制度改正を行う。

(2) 学科試験の免除の有効期間

○高校指定学科卒業及び卒業見込みで学科試験のみに受検し合格した者

(現行) 高校を卒業した後6年以内に行われる連続する2回の技術検定

(追加) 高校を卒業した後、大学の指定学科を卒業した者

→高校を卒業した後8年以内に行われる連続する2回の技術検定

高校を卒業した後、短大等の指定学科を卒業した者

→高校を卒業した後7年以内に行われる連続する2回の技術検定

○短大・高専の指定学科卒業及び卒業見込みで学科試験のみに受検し合格した者

(現行) 短大・高専等を卒業した後5年以内に行われる連続する2回の技術検定

(追加) 短大・高専等を卒業した後、大学の指定学科を卒業した者

→短大・高専等を卒業した後6年以内に行われる連続する2回の技術検定

(3) 適用時期

平成26年度の試験から適用

なお、平成26年度の試験は、平成19年3月以降に高校指定学科を卒業した者を対象とする。